

東広島市立御薊宇幼稚園

令和6年度 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（抄）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、いじめの定義は「いじめ防止対策推進法」により「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」である。

本園においては、これらを基本認識とし、この基本認識を重視しつつ、体験を通して学ぶ幼児期ならではの教育を推進するよう配慮しながら対応にあたるものとする。

（いじめの態様）

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（幼児期におけるいじめについて）

集団生活を営む園生活においても、幼児同士のいざこざや友達関係づくりのつまずき、精神的な不安定さ等からいじめにつながることも十分予想される。幼児期は、人とのかかわる基礎となる力を育む時期

であり、様々ないざこざ等を丁寧に見守りながら、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

2 いじめの防止等につながる取組

(1) 取組の基本

本園は、教育目標を「心豊かな明るい子供の育成～笑顔いっぱい夢いっぱい～」として、教育活動に取り組んでいる。一人一人を尊重し、家庭や地域等との連携を図りながら教育活動を展開していくことが、いじめの防止等につながる取組の基本となる。幼児期の様々な感情や善悪等を含め心身の発達途中であることを踏まえ、保護者と共に幼児の発達過程を見守り、心身の健やかな成長を導く姿勢を取組の基本とする。

(2) 具体的な取組

- ・ 幼児の実態把握に努め日々の様子を記録する。
- ・ 定期的に情報共有の機会を設ける。
- ・ 登降園の時に保護者との連携を行う。
- ・ 7月及び12月に個人懇談を行う。
- ・ 保育参観日を定期的に設ける。
- ・ 必要に応じて専門家との連携を行う。

3 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策委員会として、園長、教頭（特別支援コーディネーター）、教務主任、養護講師を基本委員とし、月1回開催する。事案に応じて、担任、全教職員を含めた会を開催する。

なお、教職員に対して、いじめに関する研修等を行い意識や資質向上を図るとともに、保護者に対しても、いじめ防止につながる情報共有や共通認識をもてるように必要に応じて情報発信に努める。

4 いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

①情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容状況

②いじめ発生時の初期対応

ア 園長の指示のもと、組織的に対応する。

イ 事実関係の把握は、担任を含め複数の教職員で正確かつ迅速に行う。

ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、園長への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊

密な連携を図る。

オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

カ 保護者からの訴えを受けた場合、担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。

キ いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすようにする。

③臨時いじめ防止対策委員会による対応

いじめの内容を共有し、担任を中心に対策の計画を策定する。

幼児本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を行う。

(2) いじめを受けた幼児又はその保護者に対する支援

①いじめを受けた幼児の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。

②保護者に対しては、担任で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。

③保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日必ず連絡する。

(3) いじめを行った幼児に対する指導又はその保護者に対する助言

①事実を確認し、いじめられた幼児の心情を理解させ、繰り返さないよう指導する。

②保護者に対しては担任と教頭等で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、本園とともに協力しながら解決していくように促す。